

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子  
(海外 M&A の支援)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う案件。

社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人

一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人

一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

3. 通貨：原則米ドル、ユーロ又は円。その他通貨については個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の6割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合（以下「中小企業者等向け貸付」）は融資総額全体の7割以下）。
5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力（LB0ファイナンスの場合は買収先企業の信用力）見合いのプレミアム（以下「プレミアム」）を上乗せ。但し、中小企業者等向け貸付（LB0ファイナンスを除く）は、原則として信用力見合いのプレミアムは徴求しない。（円貨貸付の場合、円貨建下限金利（<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>）を下回らないものとする）。劣後ローンについては、ベース金利に個別案件の意義に応じた政策スプレッド及び劣後性を踏まえたプレミアムを上乗せ。但し、適用金利が、米ドル：6ヵ月 LIBOR+43.75bp、ユーロ：6ヵ月 EURIBOR+6.25bp を下回る場合、中小企業者等向け貸付を除き当該金利を適用（円貨貸付の場合、円貨建下限金利（<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>）を基準に、個別案件の意義に応じて別途JBICが定める適用金利を下回らないものとする）。

6. 融資承諾期限：平成28年6月末日

7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内

8. 償還期間：個別に決定

9. その他の融資条件：個別に決定

以上